

## 国立大学法人帯広畜産大学随意契約公表基準

平成18年8月30日制定

本学における随意契約の公表基準は次のとおりとする。

### 1 内容を公表する随意契約

- (1) 予定価格が500万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が500万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が500万円を超える財産の売払い
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超える物件の貸付け
- (6) 予定価格が500万円を超える役務

### 2 公表の事項

- (1) 随意契約に係る物品，役務等の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名，部局の名称及び所在地
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

### 3 公表の時期

契約締結の日の属する四半期ごとに取りまとめ，当該四半期の翌月に本学ホームページで公表する。

### 4 基準の適用開始時期

基準の適用開始時期は，平成18年4月1日契約分以降とする。